

美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク協力団体利用規約

(はじめに)

第1条 この規約は、美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱第11条の規定に基づき、美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワークの協力団体について定めるものです。

(協力団体の登録)

- 第2条 協力団体として登録できるのは、組織として迷い人の捜索に協力可能で、かつ、町内が活動範囲に含まれる、企業や事業所、営業所、支店、各種団体等とします。
- 2 協力団体の登録を受けようとする事業所等は、協力団体登録申請書を町に提出するものとし、その提出をもって、本規約の記載内容に同意したものとみなします。
 - 3 町は、提出内容を確認の上、協力団体登録通知書により登録を通知し、随時、協力団体として公表を行います。
 - 4 町は、協力団体に対して、定期的に登録内容の確認を行います。協力団体として登録内容の変更又は登録を廃止する場合は、申請者はすみやかに町へ連絡してください。
 - 5 協力団体がこの規約に違反した場合、その他町が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(迷い人情報の受信)

- 第3条 迷い人情報は、申請者の依頼を受けて町のメールシステムから配信します。
- 2 協力団体に対する情報配信は、町の電子メール配信システムにより行いますが、協力団体のうち FAX 番号を登録した団体については、町が発信する FAX 配信を受けることができます。
 - 3 情報配信にかかる費用は無料ですが、受信に必要な機器、通信費、用紙代等は、協力団体の費用と責任において用意するものとします。また、情報配信は全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありませんので、利用する環境や機器によって、受信できない場合や受信に障害、遅延が発生する場合があります。
 - 4 協力団体が受信した情報については、取り扱いに十分注意し、目的外の利用や無断で転送、引用、転載はできません。
 - 5 町が配信する情報の内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正する情報を配信することがあります。また、迷い人情報の配信のほか、認知症高齢者見守り事業に関する情報について案内をすることがあります。

(迷い人の発見報告)

- 第4条 情報配信を受けた者が行方不明となった支援対象者を発見した場合には、すみやかに町へ連絡し、必要に応じて一時保護や救急搬送等、業務に支障のない範囲で協力します。
- 2 町は、行方不明となった支援対象者が発見された場合に、協力団体に対して発見報告を配信します。

(免責事項)

第5条 町は、協力団体が本事業に協力したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害などについては、一切の責任を負わせません。

(利用規約の変更)

第6条 この規約の内容の一部又は全部を協力団体への通告なしに変更する場合があります。この場合の利用条件等は、変更後の規約によるものとします。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行します。